

敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価に関する 事実関係について（その 8）

<原子力規制庁との面談に関する検証③>

当社は、平成 26 年 12 月 5 日の面談の際に、12 月 3 日の規制委員会で決められた「有識者会合の評価の位置付け」とそれ以前の規制委員会での取り扱いとの違い※¹や、当社に対する平成 25 年 5 月 29 日の報告徴収命令の前提となった規制委員会の評価との関係※¹について質問をしましたが、以下のとおり、その後 4 か月以上経過した現在も、何らの回答を頂いておりません。

本件は（その 1※²）でも詳述したとおり、有識者会合の評価の位置付けの問題にとって極めて重要な意味を有するものです。

【平成 26 年 12 月 5 日の面談記録※³】

．．．

○先方（事業者）から、有識者会合立ち上げの際や 5 / 29 の報告徴収の際の、「(活断層に該当するか) 規制委員会として判断する」という位置づけと、今回の有識者会合による評価書の報告を規制委員会が受けた際の扱いの違いについて質問があり、当方（規制庁）からあらためて回答することとなった。

【平成 26 年 12 月 9 日の面談】

（規制庁の面談記録には記載がありませんが、）面談の際規制庁からは、当社からの質問に対し、「後日、回答する」という返事を頂きました。

その後 4 か月経った平成 27 年 3 月 5 日に面談をさせて頂くことができました。

【平成 27 年 3 月 5 日の面談記録※⁴】

．．．

・当方（規制庁）からは、当方でも議論の上、回答について検討する、と回答した。

【平成 27 年 3 月 24 日の面談記録※⁵】

．．．

・当方（規制庁）からは、3 / 5 の質問に対する回答の準備を行っており、あらためて回答する旨伝えた。

以上のとおり、規制庁は面談の度毎に、当社の質問に「回答する」としてきました。しかしながら、回答のないまま、平成 27 年 3 月 25 日の原子力規制委員会に評価書を報告しました。本日に至る未だも回答はありません。

- ※１：当社公表「平成２６年１２月３日の原子力規制委員会の決定と過去の事実関係との対比」
URL (http://www.japc.co.jp/news/press/2014/pdf/270305_1_3.pdf)
- ※２：当社公表「敦賀発電所の敷地内破砕帯の評価に関する事実関係について（その１）」
URL (<http://www.japc.co.jp/news/other/2014/pdf/20150327.pdf>)
- ※３：平成２６年１２月５日の面談記録
URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000090833.pdf>)
- ※４：平成２７年３月５日の面談記録
URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000100454.pdf>)
- ※５：平成２７年３月２４日の面談記録
URL (<http://www.nsr.go.jp/data/000103006.pdf>)

以 上